

平成 27 年(行)第 429 号 イラク戦争検証結果報告書不開示処分取消等請求事件

原 告 特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス

被 告 国

準 備 書 面 (3)

2016 (平成28) 年 9 月 30 日

東京地方裁判所民事第 38 部 A 2 係 御中

原告訴訟代理人

弁 護 士 秋 山 幹 男



同 二 関 辰 郎



同 古 本 晴 英



同 牧 田 潤 一 朗



同 出 口 か お り



同 藤 原 大 輔



第１ はじめに

本準備書面は、被告の本年６月３０日付準備書面（３）に反論するものである。本件文書２、３及び６の各不開示部分に関する被告主張への個々の反論は「第２」以下で行うこととし、はじめに、特定の不開示部分に限定されない総論的な反論を行う（以下で本件文書１にも言及するとおり、一部の反論は本件文書１にも共通する。）。

１ 項目に付された記号が開示されていないこと

被告は、不開示部分を黒く塗って部分開示をしているが、その際、見出し（項目の名称）部分に付された記号のほとんどを黒塗りにして不開示にしている。

たとえば、本件文書１（乙４）の１枚目には「１．対イラク武力行使に至る経緯・背景」、「（１）イラク戦争の経緯」、「（ア）湾岸戦争」の記載があり、これらについては「１．」、「（１）」、「（ア）」という項目に付された記号も開示されている。これに対し、本件文書１の次の頁で開示されている「大量破壊兵器の隠匿」及び「２００１年以降の展開」という見出しについては、その左側が黒く塗られており、いかなる記号が付されているかが不明である。本件文書１のそれ以降の頁も全て同様であり、同じことは本件文書２（乙６）及び同３（乙７）の案文部分にも共通する。

ところが、被告は、見出しに付された記号を不開示としている理由を何ら説明していない。

被告が見出しに付された記号を開示しないため、項目の階層上の位置付けが不明になっている。上記の例で言えば、本件文書１において「大量破壊兵器の隠匿」との見出しだけが開示されているため、その項目に記載された内容が上記「（１）イラク戦争の経緯」と並列した内容なのか、あるいは「（１）イラク戦争の経緯」の中の小項目である「（ア）」と並列する内容なのか判然としない。同様のことは、本件文書１全体で生じており、本件文書２や同３でも生じている。

さらに、被告が見出しに付された記号を開示しないため、見出し自体が不開示にされていたとしても、そのことがわからないという問題が生じている。記号が開示されていれば、間に欠落した記号がある場合にはそのことが外部者にもわかる（たとえば、「3」の次が「5」であれば、間の「4」が欠落していることがわかる。）。しかし、被告は「1」、「(1)」、「(ア)」という最初の記号しか開示していないため、全ての見出しが開示されているのか否かすら不明である。

ところで、被告は、各文書の不開示部分の記載内容の説明を、見出しで区分された部分毎に行っている。それゆえ、もし、見出し自体が不開示とされている場合があるとすれば、その部分については、項目に対応した記載内容の説明が一切行われていないことになる。わざわざ記号部分だけを消すことに合理性はないと考えられることからすると、被告は、一定の項目自体を不開示としたうえで、そのことがわからないようにする意図で記号を開示していない可能性もある。

このように、項目に付された記号を開示することには重要な意味がある一方、記号自体を不開示にすることに正当な根拠は見出せないと考えられる。それゆえ、原告は被告に対し、記号部分の速やかな開示を求める。

2 情報公開法5条3号該当性に関する主張が不十分であること

5条3号は、「国の安全が害されるおそれ」、「他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」、「他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」という3類型を規定している。5条3号により不開示を主張する被告は、このいずれの類型に該当するのかを具体的に主張する必要がある。

この点、被告は、準備書面（2）において本件文書1の各不開示部分が5条3号に該当すると主張する際に、上記3類型の「おそれ」のいずれに該当するかを、一応個別に主張していた。すなわち、本件文書1の前半の不開示部分については、3類型のいずれにも該当すると主張していたが、後半部分（本件文

書 1 の 7 枚目の項目「検討・意思決定プロセス」以降の部分。準備書面（2）では 22 頁以降の主張部分）では、ほとんどの項目で 3 種類のうち二つだけを主張し、中には「他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」という 1 種類だけを主張した部分もあった（準備書面（2）22 頁の「9」及び同 31 頁の「14」）。

ところが、準備書面（3）における本件文書 2 及び 3 に関する主張では、いずれの不開示部分についても、画一的に 3 種類の全てが存在すると主張し、しかも各項目毎の説明を省いている。特に、本件文書 3 については、各項目毎の記載内容は全く説明せず、全体として 3 種類の「おそれ」の全てが存在するという主張になっている。

本件文書 2 や 3 の中には、本件文書 1 の案文が含まれているから、それらの文書には同じ項目が列記されている。それにもかかわらず、本件文書 1 においては一つあるいは二つの種類しか主張されていない同一の項目について、本件文書 2 や 3 になると 3 種類の全てに該当するとしており、被告主張は一貫性を欠いている。これは、できる限り具体的に 5 条 3 号該当性を主張すべき被告が、本件文書 1 に関する主張のときよりも後退した主張しかしていないことを示している。

もっとも、以上の指摘によって、原告は、本件文書 1 に関する被告主張が十分であると認めているわけではない。本件文書 1 に関する被告主張にも種々の問題があり、その点に関してはすでに原告準備書面（2）で問題点を指摘したとおりである。なお、ここで一点補足すると、上記 3 種類のうちの一つである「国の安全」とは、「国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態」（総務省行政管理局編『詳解 情報公開法』60 頁以下）をいい、具体的には「直接侵略及び間接侵略に対し、独立と平和が守られていること、国民の生命が国外からの脅威等から保護されていること、

国の存立基盤としての基本的な政治方式及び経済・社会秩序の安定が保たれていることなど」が考えられる（同 6 1 頁）。「国の安全が害されるおそれ」とは、このような「国の重大な利益に対する侵害のおそれ」をいうのであり、被告がその該当性を言うのであれば、行政機関の長が、そのような「おそれ」があるとする判断の公正妥当を担保するに足りる可能な限り具体的な事実関係を主張立証したうえで、開示しないことの利益が開示することの公益性を上回ることにつき合理的根拠を示す必要がある。この点に関する被告主張は不十分であり、被告は、本件文書 1 を含め、被告が「国の安全が害されるおそれ」を不開示理由にした箇所について、そこで不開示とした個別の情報に即して、そのような主張立証を行うべきである。

3 加除修正の事実は根拠にならないこと

被告は、本件文書 2 や 3 の不開示部分について、「報告書案文の具体的な内容及びその案文が加除修正されていく過程を詳細に記したものであるところ、公にすることにより、我が国の情報収集・分析能力等を推察することが可能になるだけではなく、我が国が当時検証を行う上で重視した視点、論点、関心事項、及びその内容が外務省内での議論を経て変遷する態様がより明確な形で明らかになる」という趣旨の主張を繰り返している。

しかし、報告書案文を加除修正したという事実をもって、当然に、「情報収集・分析能力等を推察することが可能になる」ことなどはない。たとえば、報告書（案）に盛り込まれている情報内容が修正の前後で変わらず、単に書きぶりを修正した場合を想定してみれば、そのような事態を招かないことは明らかである。また、たとえば、後の文案で情報が追加された場合でも、前の文案段階で情報は収集済みであったが単に記載していなかっただけという場合もあるから、そのような変更があったからといって、直ちに情報収集能力を推測する材料が与えられることになるわけではない。さらに、最終的な報告書にいかなる情報

が記載されているとしても、その情報が報告書作成当時あるいはイラク戦争開戦当時において日本が収集していた情報の全てであることを意味するわけではない。それゆえ、加除修正があるからといって、そのことが情報収集能力・分析能力の推察につながるわけではない。それにもかかわらず、被告が、本件文書 2 及び 3 の報告書案文につき、加除修正がなされている事実から上記のような主張を維持するのであれば、個別具体的な加除修正に即して具体的に理由付けを行うべきである。

また、「検証を行う上で重視した視点、論点、関心事項」などが当然に明らかになるということもない。加除修正の具体的内容によってはそのような事態が生じることがあるとしても、およそ全ての加除修正が、被告が主張するような事態を招くなどということはあるはずがない。さらに、イラク戦争の開始当時に「重視した視点、論点、関心事項」ではなく、「検証を行う上で重視した視点、論点、関心事項」が明らかになるからといって、なにゆえそのことが 5 条 3 号の不開示事由につながるのかはそもそも明らかではなく、被告主張には飛躍がある。

第 2 「準備書面（3）第 2」本件文書 2 に関する不開示事由該当性について

被告は、本件文書 2 の不開示部分を三つに分類して不開示事由に該当する旨主張しているため、原告もそれに応じて、それぞれ反論を行う。

1 1 の部分（準備書面（3） 第 1 の 1（1）ないし（5）、（7）、（9）、（10）、（15）ないし（26））について

（1）記載内容について

被告は、1 の部分につき、本件文書 1 を作成の進捗状況に関する現状報告や作業を進めていく上での指摘事項を記載した中間報告、報告書案及び報告書の目的・検証対象、報告書の項目立てに関する考え方、各項目に関する文

書とその内容、具体的な文案及びこれらに対するコメント等を記載した報告書のイメージ案であると説明した上で、5条3号、5号及び6号に該当すると指摘している。

(2) 5条3号に該当しないこと

被告は、「(被告準備書面(2))において述べた、本件文書1の不開示部分に係る情報を公開した場合に生じるものと同様の、国の安全が害されるおそれ、他国等との信頼関係を損なうおそれ又は他国との交渉上不利益を被るおそれがある」と主張する。

しかし、まず、具体的な報告書の文案部分についてはともあれ、その他の部分、たとえば作業の進捗状況に関する部分あるいは「項目立てに関する考え方」を不開示とする理由について、本件文書1に関する被告主張が同様に妥当するなどとは到底言えないはずである。殊に、項目それ自体が開示されている状況において、「項目立てに関する考え方」を不開示にする理由は不明である。また、具体的な報告書の文案部分については、いちおう本件文書1に関する被告主張が同様に妥当するとしても、その主張については、全て原告準備書面(2)で反論済みであり、同じ反論が妥当する。

次に、被告は、

- ①「当該不開示部分に係る情報は、報告書案文の具体的な内容及びその案文が加除修正されていく過程を詳細に記したものであるところ、公にすることにより、我が国の情報収集・分析能力等を推察することが可能となるだけではなく、我が国が本件検証を行う上で重要視した視点、論点、関心事項等、及び外務省内での議論を経てそれらの内容が変遷する態様がより明確な形で明らかになる」
- ②「そのため、当該不開示部分に係る情報が開示されると、将来的に類似の事案が発生し、我が国としての立場・政策を策定する必要性が生じた場合、

関係国が我が国政府の政策検討・意思決定の手法、政策検討上の関心事項、更には我が国の今後の対応等を正確に予想し、自国を利する形での効果的な外交活動を行うことが可能となるほか、イラク情勢をめぐる動きについての我が国の認識が明らかになる程度が本件文書１と比しても一層大きく、イラク及びその周辺国との間での外交交渉において、当該関係国に対し、自国を利するための参考となり得る情報を与えることとなる」と主張する。

しかし、まず、上記①の説明については、すでに第１、３で前述したとおり、案文が加除修正されていく過程等が明らかになることで、なぜ情報収集能力等を推察することが可能になるのか等を具体的に主張すべきであり、このような一般論だけで不開示事由の存在を基礎づけることはできない。

次に、上記②の説明については、原告準備書面（２）で本件文書１について行った批判が同様に妥当する。その指摘の一部をあげれば、「将来的に類似事案」が発生するとの蓋然性はなんら具体的な根拠に基づくものではないし、「類似の事案」がなにを指すのかが全く不明確である。また、「関係国」についても何ら具体的な特定がなされておらず、その関係国に「自国を利するための参考となり得る情報を与える」などという点も具体性を欠く。

さらに、被告は、報告書の文案の開示により、「イラク情勢をめぐる動きについての我が国の認識が明らかになる程度が本件文書１と比しても一層大きく」などと主張する。しかし、日本政府が報告書の作成にあたって何を重視したか等は、最終的な報告書の文面自体からも読み取ることができるから、本件文書２の開示による不都合が本件文書１の場合より大きいといった理屈は通らない。

結局、被告は、日本が交渉上の不利益あるいは国の安全が害される「おそれ」があるとする判断の公正妥当を担保するに足りる可能な限り具体的な事実関係の主張立証をしたうえで、開示しないことの利益が開示することの公

益性を上回ることにつき合理的根拠を示したとは到底言えない。

(3) 5条5号に該当しないこと

被告は、「当該不開示部分に係る情報は、公にしないことを前提とした外務省内での率直な意見交換に基づき記載されたものであり、公にすることにより、同省内での率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」と主張する。しかし、原告準備書面（2）において本件文書1について指摘したことが同様に妥当し、いかなる事実をもって「公にしないことを前提とした」と主張するのか具体的説明がなく、このような意見交換が行われたことの具体的説明もない。単に、外務省内での検討過程を経たことをもってこのような説明をしているとすれば、行政庁内で作成された文書のほとんどが同号で不開示とできることになり、同号の不当な拡大解釈である。

(4) 5条6号に該当しないこと

被告は、まず、「被告準備書面（2）第3（6ないし41ページ）において述べた、本件文書1の不開示部分に係る情報を公開した場合に生じるものと同様の、外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と主張するが、被告が指摘する同書面における主張については、全て原告準備書面（2）で不開示事由に該当しないことを指摘済みであり、被告の主張に対しては、ここでの反論がすべて当てはまる。

また、被告は、「当該不開示部分に係る情報が公にされることにより、我が国の情報収集・分析能力等を推察することが可能となる」と主張するが、これに何ら具体的な根拠がないことは上記（2）で述べたとおりである。

さらに、「将来的に類似の事案が発生」や、「関係国」が今後の対応を予測するために用いるなどの主張についても、上記（2）で反論したことが当て

はまり、いずれにしても日本政府の外交事務の適正な遂行に支障を及ぼす具体的な蓋然性は全く明らかにされていない。

2 2の部分（準備書面（3）第1の1（6）、（8）及び（11））について

（1）記載内容について

被告は、2の部分につき、「報告書の案文や検証の対象等に対する関係者からのコメント、さらに、これに対する担当者の意見」が記載されているとしている。

（2）5条3号に該当しないこと

被告は、まず、「（被告準備書面（2））において述べた、本件文書1の不開示部分に係る情報を公開した場合に生じるものと同様の、国の安全が害されるおそれ、他国との信頼関係を損なうおそれ又は他国との交渉上不利益を被るおそれがある」と主張するが、被告が指摘する同書面における主張については、全て原告準備書面（2）で不開示事由に該当しないことを指摘済みであり、被告の主張に対しては、そこでの反論がすべて当てはまる。

また、「将来的に類似の事案が発生」や、「関係国」が今後の対応を予測するために用いるなどの主張についても、既に上記1（2）で反論したことが当てはまり、他国との交渉上不利益を被るおそれ、日本の安全が害されるおそれがあるとする判断の公正妥当を担保するに足りる可能な限り具体的な事実関係を主張立証したうえで、開示しないことの利益が開示することの公益性を上回ることにつき合理的根拠を示したとは到底言えない。

（3）5条5号に該当しないこと

被告は、「当該不開示部分に係る情報は、公にしないことを前提とした外務省内での率直な意見交換に基づき記載されたものであり、公にすることによ

り、同省内での率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」と主張するが、上記 1（3）で述べたと同様に、いかなる事実をもって「公にしないことを前提とした」と主張するのか具体的説明がなく、このような意見交換が行われたことの具体的説明もない。

したがって、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる蓋然性は全く明らかにされていない。

（4） 5 条 6 号に該当しないこと

被告は、まず、「被告準備書面（2）第 3（6 ないし 4 1 ページ）において述べた、本件文書 1 の不開示部分に係る情報を公開した場合に生じるものと同様の、外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と主張するが、被告が指摘する同書面における主張については、全て原告準備書面（2）で不開示事由に該当しないことを指摘済みであり、被告の主張に対しては、そこでの反論がすべて当てはまる。

また、被告は、「当該不開示部分に係る情報が公にされることにより、我が国の情報収集・分析能力等を推察することが可能となる」と主張するが、これに何ら具体的な根拠がないことは上記 1（2）で述べたとおりである。

さらに、「将来的に類似の事案が発生」や、「関係国」が今後の対応を予測するために用いるなどの主張についても、上記（2）で反論したことが当てはまり、いずれにしても日本政府の外交事務の適正な遂行に支障を及ぼす具体的な蓋然性は全く明らかにされていない。

3 3 の部分（第 1 の 1（1 2）ないし（1 4）及び（2 7）ないし（2 9））について

（1）記載内容について

被告は、3 の部分につき、「当該不開示部分には、本件文書 1 の作成に関す

るスケジュール及びスケジュール策定に関連する事項」が記載されているとしている。

しかし、スケジュール策定に「関連する事項」とは何を示しているのか不明である。被告は、本記載部分に具体的にいかなる記載があるのか、改めて明らかにされたい。

(2) 5条6号に該当しないこと

被告は、「本件文書1の作成に当たり我が国が行った検証のプロセス(順序、展開)及びその内容の詳細が明らかとなる」と主張する。

しかし、報告書作成のスケジュールを明らかにするだけで、内容の詳細が明らかになるはずがなく、被告の主張はおよそ理解しがたい。被告が主張する「関連する事項」に内容の詳細が記載されているというのであれば、その旨主張をすべきである。被告の主張は、日本の今後の外交交渉事務に支障を及ぼす具体的な蓋然性を何ら主張していないに等しい。

第3 「準備書面(3)第3」本件文書3に関する不開示事由該当性について

1 記載内容について

本件文書3(報告書案)は、本件文書1の案文であり、被告の説明によると、「未定稿の本件検証に係る報告書の案文及び案分に対する修正案やコメント等」が記載されている。

2 5条3号に該当しないこと

(1) 記載内容は本件文書1と同様である

原告準備書面(2)第3で詳細に述べたように、本件文書1について、いずれも5条3号該当性が認められないことからすれば、本件文書1と基本的に同様の内容が記載された本件文書についても、やはり5条3号該当性は認

められないというべきである。

(2) 加除修正の過程も 5 条 3 号に該当しない

ア 被告の説明

被告は、準備書面（3）第 3（18 頁）において、「報告書案文の具体的な内容及びその案文が加除修正されていく過程を詳細に記したもの」である本件文書 3 を開示すると、

- ①「将来的に類似の事案が発生し、我が国としての立場・政策を策定する必要がある場合、関係国が我が国政府の政策検討・意思決定の手法、政策検討上の関心事項、更には我が国の今後の対応等を正確に予測し、自国を利する形での効果的な外交活動を行うことが可能となるほか」、
 - ②「イラク及びその周辺国との間での外交交渉において、当該関係国に対し、自国を利するための参考となり得る情報を与えることとなる」
- として、他国との交渉上不利益を被るおそれ及び我が国の安全が害されるおそれが高まると主張する。

イ 具体的な説明がない

まず、被告の上記ア①の説明について、原告準備書面（2）第 3 でも述べたとおり、そもそも将来的に類似の事案が発生するとの蓋然性はなんら具体的な根拠に基づくものではないし、「類似の事案」がなにを指すのかも全く不明確である。また、「関係国」も具体的に特定されておらず、当該国との関係で日本が交渉上の不利益を被る具体的な蓋然性が認められる余地はない。

また、②についても、本件文書 3 のどの部分にどのような情報が記載されているかを特定することなく、イラク及びその周辺国の過去の実際の言動を挙げることもなく、不開示部分の情報が開示された場合に将来どのような主張を日本に対して行ってくるかを説明することもしないで、抽象的

に「交渉上不利益を被るおそれ」があると主張しても、日本が交渉上の不利益を被る具体的な蓋然性が認められる余地はないことは明らかである。

加えて、5条3号の「国の安全」とは、「国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態」（総務省行政管理局編『詳解 情報公開法』60頁以下）をいい、具体的には「直接侵略及び間接侵略に対し、独立と平和が守られていること、国民の生命が国外からの脅威等から保護されていること、国の存立基盤としての基本的な政治方式及び経済・社会秩序の安定が保たれていることなど」が考えられる（同61頁）。

「国の安全が害されるおそれ」とは、このような「国の重大な利益に対する侵害のおそれ」をいうところ、被告の説明には、報告書案たる文書3を公開することでこのような国の重大な利益に対する侵害のおそれがあることの説明はない。「他国との交渉上不利益を被るおそれ」に続けて「我が国の安全が害されるおそれ」と付け加えただけの被告の説明は、5条3号の文言にあてはめた説明ですらない。

結局、被告は、本件文書3の5条3号該当性についても、行政機関の長たる外務大臣の判断の公正妥当を担保するに足りる、可能な限り具体的な事実関係を主張立証したうえで、開示しないことの利益が開示することの公益性を上回ることにつき合理的根拠を示したとは到底言えない。

3 5条5号に該当しないこと

被告は、本件文書3についても、本件文書1と同様に、「公にしないことを前提とした外務省内での率直な意見交換に基づき記載されたもの」と説明するが、いかなる事実をもって「公にしないことを前提とした」と主張するのか具体的説明はなく、このような意見交換が行われたことの具体的説明もない。

単に、外務省内での検討過程を経たことをもってこのような説明をしているとすれば、行政庁内で作成された文書のほとんどが同号で不開示とできることになり、同号の不当な拡大解釈である。

さらに被告は、本件文書3が本件文書1の案文であることから、「外務省内での議論を経て我が国が本件検証を行う上で重要視した視点、論点、関心事項等の内容が変遷する態様がより明確な形で明らかになるだけではなく、検討が進む過程で出てきたより幅広い見解や分析が含まれていることから、これが開示された場合に生じる政府部内の率直な意見交換に対する萎縮効果は、本件文書1に比しても一層大きい」と主張するが、具体的に、本件文書3のどの不開示部分に「重要視した視点、論点、関心事項等の内容が変遷する態様」が書かれているのかの説明は全くない。

加えて、5条5号該当性が認められるためには、同号で示されているそれぞれの支障に「不当に」という要件が付加されていることから、審議、検討等途中の段階の情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得えない程度のものであることが必要であり、かつ、それが生ずる「おそれ」も、単なる可能性ではなく法的保護に値する蓋然性がなければならないにもかかわらず、被告は本件文書3の不開示部分について、同号の要件に従った説明をしていない。

したがって、被告の説明は5条5号該当性を検討する前提を欠き、同号該当性は到底認められないというべきである。

4 5条6号に該当しないこと

原告準備書面（2）第1で述べたとおり、5条6号の解釈においても、事務事業の遂行に支障を及ぼす「おそれ」があるというためには、実質的な支障を及ぼす法的保護に値する相当の蓋然性について、行政機関側が明らかにしなければならない。

ところが、本件文書 1 の不開示部分に関する被告の 5 条 6 号該当性の主張は、原告準備書面（2）で反論したとおり、いずれも、同号の「おそれ」があるという抽象的主張にとどまり、法的保護に値する相当程度の蓋然性を何ら明らかにしていない。

被告は、本件文書 3 の不開示部分について、本件文書 1 と同様の理由を挙げたうえで、「当該不開示部分に係る情報が公にされることにより、我が国の情報収集・分析能力等を推察することが可能となるだけでなく、我が国が当時判断を行う上で最重要視した視点、論点、関心事項等、及び外務省内での議論を経てこれらの内容が変遷する態様がより明確な形で明らかになる」と付け加えるが、前記 5 条 5 号に関する説明と同じく、そもそも本件文書 3 のどの部分にこのような説明があてはまる部分があるのかは全く説明していない。

また、将来的に類似の事案が発生するとの蓋然性はなんら具体的な根拠に基づくものではないし、仮にこの点を措いたとしても「類似の事案」がなにを指すのかが全く不明確である。「関係国」についてもなんら具体的な特定がなされておらず、その国との関係で日本が交渉上の不利益を被る具体的な蓋然性が認められる余地はない。

結局、「おそれ」があるという被告の主張はきわめて抽象的で、法的保護に値する相当程度の蓋然性を何ら明らかにしていない。

第 4 「準備書面（3）第 4」本件文書 6 に関する不開示事由該当性について

1 記載内容について

被告は、本件文書 6 の「当該不開示部分には、本件文書 1 作成に当たって行われたインタビューに関する情報（対象者、質問事項、インタビュー記録等）が記載されている」と説明する。

しかし、そもそもインタビューに関する情報という被告の主張は極めて抽象的であり、「対イラク武力行使に関する我が国の対応（検証結果）」（甲 4 の 1）

によれば、「当時の省内関係者へのインタビューを実施した」と記載されているものの、被告の主張ではそもそもインタビューの対象者が公務員であるのか否かも明らかでないし、どのような属性の対象者なのかも明らかではない。

また、本件文書6には、「極秘」や「極秘」との記載がされている文書も存すれば、いずれの記載もされていない文書が存するように、被告自身がインタビューの対象者、質問事項及び記録したそのインタビュー記録の内容等によって秘密(不開示)とすべき必要性の程度に差異を設けていることは明らかである。それにもかかわらず、被告は、不開示部分にどのような情報が記載されているかについてなんら具体的に特定ないし区別せずに本件文書6を一体として、各号該当性を主張している。

このように、被告の本件文書6の記載内容に関する上記説明は、不開示事由該当性に関する裁判所の判断や原告による有効な反論を可能にさせるものではない点で不相当であるといわざるを得ない(なお、念のため付言するに、原告は、被告が「極秘」や「極秘」としていることをもって不開示とすることを相当と認めるものではない。)

2 5条3号に該当しないこと

被告は、「公にすることにより、本件検証において重視された我が国の関心事項及び政策決定において我が国が考慮している事項等が明らかとなり、ひいては報告書の具体的な内容を類推することが可能となる」と主張する。しかし、まず、個々のインタビューの記録からわかるのは、インタビュー対象者個人の記憶や見解等であって、その内容と、日本が国としていかなる考慮等をしていたかという問題とはただちに結びつかない。このことは、たとえば名誉毀損訴訟において、被告となるメディアの責任と、取材に応じた個々の情報提供者の責任とが峻別されるのと同様である。個々のインタビュー対象者から得られた情報を元に、被告がどのような判断をしたかは別の事柄であるから、報告書の

内容そのものと、インタビュー記録等をただちに同列に扱うことはできないはずである。その点を同じであると被告が主張するのであれば、個別具体的な内容に即して具体的に説明を行うべきである。

さらに、第1の3で前述したとおり、イラク戦争当時ではなく検証時の事情が、なぜ5条3号に該当することになるのかについて、被告は説明すべきである。

また、被告は、「将来的に類似の事案が発生し、我が国としての立場・政策を策定する必要が生じた場合、関係国が我が国政府の政策検討・意思決定の手法、政策検討上の関心事項、更には我が国の今後の対応等を正確に予測し、自国を利する形での効果的な外交活動を行うことが可能となる上、イラク情勢をめぐる我が国の認識が明らかになることにより、イラク及びその周辺国との間での外交交渉において、当該関係国に対し、自国を利するための参考となり得る情報を与えることとなる」と主張する。しかし、将来的に類似の事案が発生するとの蓋然性はなんら具体的な根拠に基づくものではないし、仮にこの点を措いたとしても「類似の事案」がなにを指すのかが全く不明確である。また「関係国」及び「イラク […] の周辺国」についてもなんら具体的な特定がなされておらず、当該国との関係で日本が交渉上の不利益を被る具体的な蓋然性が認められる余地はない。

また、被告は、「公にすることにより、これら他国との交渉上不利益を被るおそれがある上、我が国の安全が害されるおそれがある」と主張するが、イラクの過去の実際の言動に照らして、不開示部分の情報が開示された場合に将来どのような主張を日本に対して行ってくるかについても、なんら具体的な主張がなされていない。

加えて、ある外交上の問題が生じた場合、日本の今後の対応等については、従前の日本の対応、日本が世界情勢で占める地位、友好関係にある各国の動きや日本との関係性の深浅等から一定程度予測が可能なものであるが、日本が有

している情報の多寡やその内容等によって、日本の今後の対応等は異なるものであるから、被告の主張するように、今後の対応等を「正確に」予測することは不可能ないし著しく困難である。

さらに、外交上の問題において、他国の利益となることと、日本の不利益になることとの間に相関関係は存在しない（すなわち、他国と日本との利益が共通することは当然想定しうることである。）。そもそも外交上の問題に関する交渉においては、自国を利する望ましい結果を得ることを目的として交渉することは当然の前提であり、日本においてもこのことは当然の前提として、外交上の交渉に臨み、意思決定を行うのであるから、他国との交渉上の不利益を被る具体的な蓋然性はなんらない。なお、被告は、「我が国の安全が害されるおそれがある」とも主張するが、上にも述べたとおり、「国の安全」とは、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていることをいうが、被告は、これらの国の重大な利益が侵害される具体的な蓋然性についてなんら主張してない。

さらに被告は、「インタビュー対象者がインタビューにおいて言及した、関係各国の関係者に係る記述も含まれており、これを公にした場合、関係各国との信頼関係が損なわれるおそれがある」と主張する。しかし、被告の主張する「関係各国との信頼関係が損なわれるおそれ」については「関係各国」についてなんら具体的な特定がなされていない。さらに、個々のインタビュー対象者が関係各国の関係者に言及した場合が与える影響を、日本政府が正式に関係各国の関係者に言及した場合が与える影響と比較すると、より因果関係は不明確である。すなわち、インタビュー対象者という個人によって関係各国の関係者への言及がなされたとしても、インタビュー対象者の所属やポジション等によってもその発言の影響は異なるから、関係各国との信頼関係への影響も自ずと異なってくる。被告として、関係各国との信頼関係が損なわれるおそれがあるというのであれば、「関係各国」、「インタビュー対象者の所属やポジション」を説明

したうえで、いかなる発言がなにゆえ信頼関係を損なうことにつながるのかを個別具体的に主張すべきである。

以上のとおり、被告の主張は具体性を欠いており、被告は、行政機関の長たる外務大臣の判断の公正妥当を担保するに足りる、可能な限り具体的な事実関係を主張立証したうえで、開示しないことの利益が開示することの公益性を上回ることに付き合理的根拠を示したとは到底言えない。

3 5条5号に該当しないこと

被告は、「対イラク武力行使の発生時から10年余りしか経過しておらず、我が国を含む関係国において、当時の意思決定に関与していた者の多くが引き続き外交活動に従事している中で、非公開を前提に実施されたインタビューの対象者や質問事項、インタビュー記録等に関する情報を公にすれば、本件検証に関する情報を得ようとする者等からインタビューの対象者に対して不当な働きかけが行われるおそれがある。さらに、今後、政府が何らかの検証等を行う場合において、インタビュー対象者等の関係者が、いずれは自己に関する情報が公にされることをおそれ、その結果、関係者から忌憚のない意見を得ることが困難となるおそれがあり、このような事態になれば、今後の政府部内での協議、検討、検証等における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」と主張する。

しかし、そもそも、本件文書6のインタビューについて、「非公開を前提に実施された」と認めるに足りる証拠はなんらない。この点については、すでに「非公開を前提とした」とする被告主張への批判として、原告準備書面(2)、第3、1で主張した批判が妥当する。

また、被告は、「インタビュー対象者に対して不当な働きかけが行われる」と主張するが、「不当」とは何か、「不当な働きかけ」とはいかなる事態を想定しているのか、いずれも不明である。本件検証に関する情報を得ようとするメ

ディア関係者などが、インタビュー対象者に接触することは不当なことでも何でもない。仮にそのような申出があっても、インタビュー対象者が返答したくない場合、それを強制されることもない。人物が特定されることから直ちに「不当な」働きかけが行われる「おそれ」があるという説明には飛躍があり、極めて抽象的な「想像」に過ぎない。したがって、「今後、政府が何らかの検証等を行う場合において、インタビュー対象者等の関係者がいずれは自己に関する情報が公にされることをおそれ、その結果、関係者から忌憚のない意見を得ることが困難となるおそれがあり」という主張も杞憂であり、これをもって、「今後の政府部内での協議、検討、検証等における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」ということはできず、結局、被告は、実質的な支障が生じる相当の蓋然性をなんら明らかにしていない。

このように、被告の不開示理由の説明は、そもそも5条5号に該当する「不当」なおそれがそもそもないか、形式的抽象的なものに止まるものであって、適正な意思決定の確保等への支障が看過しえない程度のもの（開示のもたらす支障が重大な場合であり、不開示とすることに合理性が認められる場合）であることが法的保護に値する蓋然性をもって認められるとは言えない。

4 5条6号に該当しないこと

被告は、「外務省の担当者らが外交政策を検討する中で、非公開を前提として実施されたインタビューの対象者や質問事項、インタビュー記録等であることから、そのような情報が後日に公開されることが予想される事態となれば、関係者等から機微な内容を含む事項を聴取することや、関係者等との間で外交交渉に関する率直かつ忌憚のない意見交換ができないこととなり、政府部内における協議、検討、検証等の事務を行う上で多大な支障が生ずることとなる」と主張する。

しかし、上にも述べたとおり、そもそも、本件文書6のインタビューについて

て、「非公開を前提に実施された」と認めるに足りる証拠はなんらない。

また、インタビューに関する情報が明らかになることが、直ちに事情聴取や意見交換ができなくなる事態を生起させるものではなく、そのおそれは極めて抽象的なものに過ぎず、被告は、実質的な支障が生じる相当の蓋然性をなんら明らかにしていない。

このように、被告は、5条6号に関して、実質的、具体的に当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす法的保護に値する相当の蓋然性について、なんら主張立証していない。

以 上